

浜松市指定ごみ袋に関する緊急措置の継続について

令和 8 年 6 月 30 日（火）をもって終了を予定していた市指定ごみ袋に関する緊急措置について、一部地域の店舗において品切れや品薄が続いているため、令和 8 年 9 月 30 日（水）まで緊急措置を継続します。市指定ごみ袋が手に入らずやむを得ない場合に限り、透明または半透明の袋でも収集いたします。

全ての市民の皆さまにごみ袋がいきわたるよう、引き続き過度なご購入はお控えいただきますとともに、ごみ減量にもご協力をお願いいたします。

記

【緊急措置の期間】

令和 8 年 5 月 18 日（月）から令和 8 年 9 月 30 日（水）まで

※ 期間終了後は市指定ごみ袋で排出する通常ルールとなります。

【市指定ごみ袋以外で排出できるもの】

もえるごみ、もえないごみ、プラスチック製容器包装（プラマーク）

※ 通常、市指定ごみ袋で排出しているものです。

【排出方法】

①市指定ごみ袋を使用することを基本とします。

②市指定ごみ袋が手に入らない場合は、以下の袋を使って出すことができます。

- ・ 透明または半透明で中身の見える袋であること
- ・ 100～450 の袋であること
- ・ 中身がこぼれないように口を縛れる袋であること

【使用できない袋】

- ・ 中身が見えない袋
- ・ 破れやすい袋、水分が染み出る袋
- ・ 口を縛れない袋
- ・ 他自治体指定のごみ袋